

会計学(午後・財務会計論)

本試験

第 5 問

次の P 社の決算会議における〔会話の概要〕と、それに関連する〔資料Ⅰ〕～〔資料Ⅴ〕に基づき、下記の問題 1～問題 4 に答えなさい。連結の範囲は、親会社である P 社と在外子会社である S 社である。連結会社の会計期間は、いずれも 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間である。税効果は考慮しない。なお、計算結果に端数が生じる場合、千円未満を四捨五入すること。

〔会話の概要〕

～ 略 ～

経 理 部 長： 次に、〔資料Ⅲ〕 3. 研究開発費についてです。S 社は、X1 年 1 月 1 日に研究開発に関連して開発活動に 500 千豪ドルを支出して資産に計上しています。当該資産（開発費）は、同年度より 5 年間にわたり定額法で償却されていて、減損は生じていません。そこで、〔資料Ⅲ〕 3. をもとに会計処理の修正を行います。

社 長： IFRS では、研究開発費に関して、開発活動に限定して一定の要件を満たしたものを資産として計上するわけだね。

IFRS 室長： IFRS のように資産として計上する会計処理について、日本の「研究開発費等に係る会計基準」では、実務上、客観的に判断可能な要件を規定することは困難であるという問題が指摘されています。また、(エ)研究開発費を資産として計上することには、それ以外の問題が指摘されることから、費用処理が規定されています。

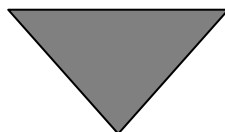
～ 略 ～

問題 1

問題 4 下線部(エ)について、研究開発費を資産計上することの「それ以外の問題」とは何か答えなさい。

《解答 1》

問 4	研究開発費は、発生時には将来の収益を獲得できるか否か不明であり、また、研究開発計画が進行し、将来の収益の獲得期待が高まったとしても、依然としてその獲得が確実であるとはいえないと考えられるため。
-----	--



論文グレードアップ答練 第10回

第四問

問1 研究開発費の会計処理について次の問に答えなさい。

～ 略 ～

(2) 企業が分離して譲渡可能な研究開発の途中段階の成果を取得した場合の会計処理について、次の2つの取得方法それぞれについて理由とともに説明しなさい。

① 個別購入により単独で受け入れた場合

《解答1》

①取得した仕掛研究開発の用途が受け入れた企業における研究開発活動にある以上、その取得時点では将来の収益獲得に結びつく蓋然性が不明または不確実であるため、特定の研究開発目的にのみ使用され、他の目的に使用できない機械装置や特許権等の資産を取得した場合と同様に、取得時に研究開発費として費用処理する。